

茨城県「太陽光発電施設の適正な
設置・管理に関するガイドライン」の
運用に関する牛久市事務取扱基準

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 事業概要書作成に伴う事前協議前の手続き（第4条・第5条）
 - 第3章 近隣住民等への対応（第6条－第8条）
 - 第4章 事前協議等（第9条－第13条）
 - 第5章 工事着手及び工事完了の連絡（第14条）
 - 第6章 施工に当たって配慮すべき事項（第15条）
 - 第7章 施設設置後の適正な維持管理等（第16条・第17条）
 - 第8章 事前協議等の対象外の発電施設等（第18条－第20条）
 - 第9章 補則（第21条－第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この事務取扱基準は、茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この事務取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備及びその附属設備

いう。

- (2) 県ガイドライン対象の太陽光発電施設 出力が50kW以上の事業用の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除き、実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合計出力が50kW以上となる場合（以下「分割案件」という。を含む）をいう。
- (3) 事業者 事業用の太陽光発電施設を設置する個人、法人又は団体をいう。
- (4) 事業予定地 事業用の太陽光発電施設の設置予定地をいう。
- (5) 区長 牛久市区長設置規則（平成17年規則第41号）に規定する区長であって、事業予定地の所在する地区の区長をいう。

（法令等の遵守）

第3条 事業者は、この事務取扱基準、事業に関連する関係法令、条例等及び県ガイドラインを遵守するものとする。

第2章 事業概要書作成に伴う事前協議前の手続き

（関連法令等に関する調査）

第4条 事業者は、事業概要書提出前に事業に関連する関係法令及び条例等について調査し、関連法令チェックリスト（様式第1号）により支障がないか確認するものとする。

（事業計画の説明等）

第5条 事業者は、事業概要書提出前に区長及び近隣住民等に事業計画の内容等について説明するものとする。

2 事業者は、前項の規定による事業計画の説明を行った結果について、区長説明報告書（様式第2号）及び近隣住民等説明報告書（様式第3号）に別表に規定する関係書類を添えて市長に報告するものとする。

第3章 近隣住民等への対応

(説明会の開催)

第6条 事業者は、第5条に規定する事業計画の説明を行った結果、区長又は近隣住民等から説明会の開催を要望された場合は、説明会を開催するものとする。

2 事業者は、前項の規定による説明会を行った場合は、その議事録を事業概要書に添えて市に提出するものとする。

3 事業者は、区長又は近隣住民等から、合意等を示す文書作成の要望があった場合は、合意書又は協定書等を作成し、締結するものとする。

(標識の設置)

第7条 事業者は、事業計画を近隣住民等に周知するため、第5条の規定による説明を開始した日から工事完了の日まで事業予定地の見やすい場所に事業計画概要等標示標識(様式第4号)を設置するものとする。

(紛争の処理)

第8条 事業者は、事業に関して生じた紛争については、事業者の責任において誠意をもって調整を行い、解決するものとする。

第4章 事前協議等

(事前協議)

第9条 事業者は、県ガイドライン対象の太陽光発電施設の設置工事に着手する前に、事業概要書(様式第5号。以下「概要書」という。)に別表に規定する関係書類を添えて市長に提出し、事前協議を行うものとする。

(取下げ)

第10条 事業者は、事前協議を取り下げるときは、事前協議取下届出書(様式第6号)に別表に規定する関係書類を添えて市長に届け出るものとする。

(事前協議の終了)

第11条 市長は、事前協議が終了したときは、事業者に当該事前協議が終了した旨の通知をするものとする。この場合において、市長は必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

(概要書等の変更)

第12条 事業者は、事前協議の終了通知を受けた後に事業を変更するときは、市と協議の上、概要書を修正し、別表に規定する関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(中止)

第13条 事業者は、事前協議の終了通知を受けた後に事業を中止するとき、又は事前協議の終了通知を受理してから1年以内に着工できないときは、事業中止届出書(様式第7号)に別表に規定する関係書類を添えて市長に届け出るものとする。

第5章 工事着手及び工事完了の連絡

(工事着手及び工事完了の連絡)

第14条 事業者は、太陽光発電施設の設置工事に着手しようとするとき及び設置工事が完了したときは、市長に連絡するものとする。

第6章 施工に当たって配慮すべき事項

(施工に当たっての県ガイドラインの遵守)

第15条 事業者は、県ガイドラインの基準を遵守しているかどうかを確認し、施工に当たって配慮すべき事項の計画書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 事業者は、市長から計画の内容について説明を求められた場合は、説明に応じるものとする。

- 3 事業者は、事業の施工に当たり、市長から要請を受けた場合は、適切な対策を講ずるものとする。

第7章 施設設置後の適正な維持管理等

(施設設置後の維持管理等に関する県ガイドラインの遵守)

第16条 事業者は、県ガイドラインの基準を遵守しているかどうか確認し、施設設置後の適正な維持管理等の計画書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

- 2 事業者は、市長から計画の内容について説明を求められた場合は、説明に応ずるものとする。
- 3 事業者は、太陽光発電施設設置後の維持管理等に当たり、市長から要請を受けた場合は、適切な対策を講ずるものとする。

(緊急連絡先の表示等)

第17条 事業者は、太陽光発電施設設置後に太陽光発電施設の敷地の出入口付近に事業名及び連絡先等を記載した看板等を常時設置するものとする。

- 2 事業者は、太陽光発電施設又はその敷地内に異常等が発生したときは、適切な対応に努め、市長、区長及び近隣住民等に連絡するものとする。

第8章 事前協議等の対象外の発電施設等

(県ガイドライン策定前の発電施設)

第18条 県ガイドラインが施行される前に、既に工事に着手している事業者又は既に事業を行っている者は、県ガイドラインの規定に反しないよう配慮するものとする。

(事前協議等の対象外の発電施設)

第19条 出力が10kW以上50kW未満の事業用の太陽光発電施設(分割案件を除く。)を設置しようとする者は、第6章及び前章の規定に反しないよう、配

慮するものとする。

(譲受人等への説明)

第20条 事業者は、第三者に土地及び太陽光発電施設等を譲渡等するときは、譲受人等に対し、事前協議の内容(変更があるときは、変更内容も含む。)を説明するものとする。

第9章 補則

(市からの要望対応)

第21条 事業者は、事前協議の内容(変更があるときは、変更内容も含む。)について、市から合意等を示す文書の作成の要望があった場合は、合意書等を作成し、締結するものとする。

(県への報告)

第22条 市長は、事前協議(変更があるときは、変更内容についての協議も含む。)を行わず、若しくは虚偽の内容に基づく事前協議をして工事に着手し、又は事前協議に基づいた事業内容を実行していない事業者等がいるときは、県へ報告するものとする。

(委任)

第23条 この事務取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この事務取扱基準は、平成28年12月28日から施行する。